

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 露口建設(株)
業者の住所 : 愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神甲369-2
- 2 指名停止措置期間 : 平成22年 3月11日～平成22年 4月10日(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要

露口建設(株)は、特定建設業者ではない者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、平成22年1月29日、愛媛県知事から営業停止処分(7日間)を受けた。

5 指名停止措置理由

露口建設(株)が、建設業法に違反し愛媛県知事より営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 12 関係区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026